



文化庁 地域文化 創生本部

Headquarters for Vitalizing Regional Cultures
Agency for Cultural Affairs

平成二十九年四月、
「新・文化庁」への
取組がはじまりました。



文化庁地域文化創生本部
〒605-8505
京都市東山区東大路通松原上る
三丁目毘沙門町43-3
☎(代表) 075-330-6720

文化庁
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
☎(代表) 03-5253-4111
ホームページ <http://www.bunka.go.jp>



総括・政策研究グループ

本部の総括、文化に関する政策調査研究、国際文化交流等を行います。

- 本部の総括、広報、情報システム
- 本格移転に向けた準備
- 地域文化創生連絡会議の運営
- 新たな政策課題への対応のための政策調査研究
- 文化芸術創造都市づくりへの支援
- 関西元気文化圏事業に関する取組への支援
- 東アジア文化都市2017、東アジア文化都市サミットへの支援
- ICOM(国際博物館会議)2019京都大会の関連業務支援に係る連携調整 など



東アジア文化都市2017開幕式典

文化庁の京都移転と地域文化創生本部の設置

文化庁は、芸術文化の振興、文化財の保存・活用、国際文化交流の振興等を使命としています。

今後、時代の変化に応じた取組を進めていくためには、文化行政を大胆に転換し、観光、まちづくり、福祉、教育、産業などの様々な関連分野との連携を強化し、総合的に施策を推進することが不可欠です。また、文化芸術資源を核とする地方創生の推進、生活文化や近現代文化遺産等の複合領域などの新分野に対応できる体制も求められています。さらに、戦略的な国際文化交流・海外発信や文化政策の調査研究の強化も必要です。

本年6月には文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法として施行されました。

文化庁は、改正基本法を踏まえ、京都への移転を機に、こうした新たな政策ニーズに対応する「新・文化庁」となることを目指します。

文化庁の移転については、外交や国会対応、関係省庁との調整や政策企画立案などの業務についても現在と同等以上の機能とすることを前提とした上で、文化による地方創生や文化財の活用等、新たな政策ニーズへの対応などを進めるため、平成30年度中に機能強化や抜本的な組織改編を行うとともに、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指すこととされています。

平成29年4月に設置した地域文化創生本部は、こうした本格移転の準備を進めつつ、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を先行的に実施するものです。

今後、全国都道府県や幅広い国民の理解を得ながら、地元の豊かな伝統文化や知見・ノウハウを生かし、全国各地の多様な文化の掘り起こしと磨き上げにつなげていくことを通じて、文化による国づくりに取り組んでまいります。

地域文化創生本部の主な業務

地域文化創生本部では、本格移転に向けた準備とともに、観光・まちづくりなど文化関連分野と積極的に連携したりするなど、これまでの文化行政の枠組みにとらわれず、文化庁に期待される新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見やノウハウ等を生かしながら先行的に実施します。

暮らしの文化・アートグループ

地域の幅広い文化芸術資源の活用による地方創生、経済活性化、共生社会実現への貢献及び人材育成、伝統工芸や生活文化に関する調査研究等を行います。

- 文化芸術を創造し活用するためのプラットフォーム形成への支援
- 芸術祭関西公演等の実施
- 全国高校生伝統文化フェスティバルの開催
- 伝統工芸用具・原材料に関する調査
- 伝統的生活文化に関する調査研究
- 伝統文化親子教室 など



文化芸術の創造活用の取組への支援 ©oono ryusuke



高校生による伝統芸能



文化庁メディア芸術祭地方展(新潟展)



文化庁芸術祭関西公演



文化庁長官
地域文化創生本部長

宮田亮平

広域文化観光・まちづくりグループ

文化財等を生かした広域文化観光及びまちづくりの推進、これらに関するモデル開発等を行います。

- 文化観光拠点の形成支援
- 広域文化観光モデルの作成・全国展開
- 歴史文化基本構想の策定への支援
- 日本の歴史・伝統文化の情報発信への支援 など



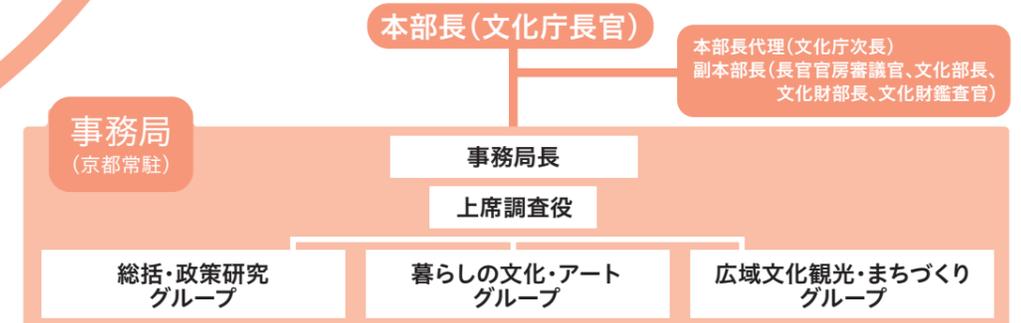
国宝 石清水八幡宮本社

日本文化に触れる観光客

※いずれも平成29年度実施分。

地域文化創生本部の体制

事務局は、地元の地方公共団体(京都府・京都市・関西広域連合)、経済界(京都商工会議所、関西経済連合会)、大学等の協力も得て、約40名から構成されています。また、本部と地元との事業面での連携を図るため、地域文化創生連絡会議を設置しています。



地方移転に関するこれまでの経緯

- 平成27年 3月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月閣議決定)を受け、「政府関係機関の地方移転」の提案募集。同年8月に京都府が提案提出。
- 平成28年 3月 「政府関係機関移転基本方針」(まち・ひと・しごと創生本部決定)
- 同年 4月 内閣官房・文部科学省・京都府・京都市等による文化庁移転協議会(第1回)を開催。

- 同年 7月 文化庁が京都でICT実証実験。
- 同年 8月 文化庁移転協議会(第2回)で「文化庁の移転の概要について」をとりまとめ。
- 同年12月 文化庁移転協議会(第3回)で「文化庁の移転について」をとりまとめ。
- 平成29年 4月 文化庁が地域文化創生本部を京都に設置。
- 同年 7月 文化庁移転協議会(第4回)で「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」をとりまとめ。